国民健康保険・後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「認定証」）とは、医療費が高額になった場合、この証を提示することにより窓口での支払いが自己負担限度額までにとどめられるもので、申請により希望者に交付しています。ただし、食事代、差額ベッド代等は除きます。また、非課税世帯の人は食事代が減額されます。

現在お持ちの認定証は7月末で有効期限が切れます。国民健康保険と後期高齢者医療制度では更新の方法が異なりますので、下表をご確認ください。

<table>
<tr><td rowspan="4">国民健康保険</td><td>証名</td><td colspan="2">限度額適用認定証</td><td colspan="2">限度額適用・標準負担額減額認定証</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象</td><td>70歳未満</td><td>国民健康保険税の滞納がない人</td><td rowspan="2">共通</td><td rowspan="2">同じ世帯の国民健康保険加入者と世帯主が住民税非課税の人
※国民健康保険税の滞納がないこと</td></tr>
<tr><td>70歳以上</td><td>高齢受給者証で適用
※特に申請は必要ありません。</td></tr>
<tr><td>更新・申請</td><td colspan="4">■認定証を更新する人
8月31日㈪までに、印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。
7月中でも受付しますが、8月初旬の発送となります。
■新規に交付を希望する人
医療機関にかかる予定月の末日までに、印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">後期高齢者医療制度</td><td>証名</td><td>限度額適用・標準負担額減額認定証</td></tr>
<tr><td>対象</td><td>75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人で、世帯全員が市民税非課税、または免除されている被保険者の人</td></tr>
<tr><td>更新・申請</td><td>■7月31日有効期限の認定証をお持ちの人
所得状況を確認し、8月1日以降も該当する場合は、新しい認定証を7月末日までに郵送します。
改めて申請をしていただく必要はありません。古い認定証はハサミなどで切り、使用できないようにして破棄してください。
■新規に交付を希望する人
印鑑と保険証をお持ちのうえ、国保医療課まで申請してください。</td></tr>
</table>

▶問合せ　国保医療課　国保年金係（☎95－0123）、医療係（☎95－0151）

～熱中症から身を守りましょう！～

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

◆熱中症の症状には次のようなものがあります

・めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむらがえり、気分が悪い
・頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
重症になると
・返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

◆熱中症予防のために

暑さを避ける

・**室内では**…扇風機やエアコンで温度を調節
遮光カーテン・すだれ・打ち水を利用
室温をこまめに確認

・**外出時には**…日傘や帽子の着用
日陰の利用・こまめな休憩
天気のよい日は日中の外出をできるだけ控える

・**からだの蓄熱を避けるために**…通気性のよい吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
保冷剤・氷・冷たいタオルなどでからだを冷やす

こまめに水分を補給する

室内でも外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分・経口補水液などを補給する。（経口補水液：水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの）

～7月は「熱中症予防強化月間」です。1人ひとりが正しい知識を持つことで、熱中症を防ぎましょう！～

～医療保険だより～

平成27年度　後期高齢者医療保険料納入通知書をお送りします

7月中旬以降、
特別徴収対象者→「後期高齢者医療保険料額決定通知書・保険料特別徴収開始通知書」
普通徴収対象者→「後期高齢者医療保険料納入通知書兼領収書」
が送付されます。

◎保険料の支払方法・納期

《特別徴収》

年金からの天引きです。ただし、年金の額が年間18万円以下の人または介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は天引きにはなりません。

特別な事情で年金天引きにならない人もいます。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

《普通徴収》

年金からの天引きとならない人については、口座振替や納付書等で納めていただきます。（7月～9月までは普通徴収、10月からは特別徴収となる場合があります。）

・納期（4月1日～翌年3月31日分を8期で割ります。）

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

◎口座振替による納付の注意

・口座振替は、以前国民健康保険税の口座振替をしていた場合でも、改めて後期高齢者医療保険料の口座振替依頼書を提出されない限り、口座振替されません。
・後期高齢者医療制度に加入後、半年程度は納付書か口座振替（要依頼）により納めていただきます。原則、年金天引きが可能な人については、口座振替依頼書を提出している場合でも、年金天引きが優先されます。年金天引きによらず口座振替での納付を希望される人は、市役所で「納付方法変更申出書」の提出をお願いします。

後期高齢者医療制度　保険証の更新のお知らせ

1、新しい保険証を郵送します

現在皆さんがお持ちの保険証（オレンジ色）の有効期限は7月31日です。8月1日から使用する保険証（若草色）を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

簡易書留郵便では、受け取るときに押印または署名が必要です。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便支店に再配達の依頼をするか、直接受け取りに行ってください。

2、郵便支店での留置期間を超えた保険証は市役所に返還されます

その場合は国保医療課の窓口でお渡ししますので、現在の保険証・印鑑、窓口に来る人の身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証など）を持参のうえ、お越しください。

※本人または世帯主以外が受取りにくる場合は、委任状も必要です。

3、住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合は、国保医療課へ申請が必要です

・すでに「送付先変更申請書」を提出されている場合は必要ありません。
・「転送不要」となっているため、郵便支店への転送届では転送されません。
・申請するときは、窓口に来る人の身分証明書（保険証、年金手帳、運転免許証など）を持って国保医療課へお越しください。本人または、世帯主以外が申請にくる場合は、委任状も必要です。
　7月13日㈪までに国保医療課へお越しください。

《保険証の回収にご協力ください》

有効期限が過ぎた後期高齢者医療被保険者証は回収しますので、市役所にお越しの際に国保医療課にご返却いただくか、下記施設の回収箱に投函してください。廃棄する場合は、ハサミ等で切って使用できないようにしてください。

〔回収箱のある施設（9月末まで）〕

市役所（国保医療課）、中央公民館、福祉体育館、保健センター、リリオ出張所、文化会館（パティオ池鯉鮒）、昭和児童センター、図書館、知立文化広場、西丘文化センター、猿渡公民館、福祉の里八ツ田（地域福祉センター、いきがいセンター）

▶問合せ　国保医療課　医療係（☎95-0151）